

高槻市公共施設緑化推進要領

平成30年4月1日

高 槻 市

高槻市公共施設緑化推進要領

1 はじめに

この要領は、良好で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、高槻市緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年高槻市条例第44号。以下、「条例」という。）第21条及び同施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、公共施設の緑化に関し必要な事項を定めるものである。

2 公共施設緑化の意義

快適で潤いのある都市環境を創造していくうえで、緑の果たす役割は非常に大きく、緑化の推進は都市政策の重要な課題となっている。

本市は、北に北摂連山に連なる山地・丘陵地を有しており、市域の約半分が緑被地となっているが、市街地及びその周辺地域の緑被率は低く、都市緑化の推進が要請されている。

こうした状況のなかで、学校・公園・庁舎等の公共施設は設置数も多く、市内各所に点在していることから、これらの公共施設空間を積極的に緑化することにより、地域の緑の核として位置づけていく必要がある。

また、公共施設の緑化推進は、市民の緑化意識を向上させていく役割も担うものであり、かつ、私有地の緑化を誘導していくものであるため、効果的な緑化手法を実践していかなければならない。

3 公共施設緑化の方針

これまでの公共施設は、建築物に重点が置かれ、緑は二次的に考えられてきた傾向が強い。さらに、施設管理上その周囲にブロック塀等が設置されていることが多く、これにより緑が遮断され、施設内緑化に終わってしまっている現状がある。

このため、これからの公共施設の緑化については、公開性の高い緑として地域の景観向上を図るとともに、緑被率の上昇による都市防災機能の強化やヒートアイランド現象の緩和など、環境改善に寄与する緑化を推進していく必要がある。

(1) 公共施設緑化基準の達成

市、府、国及び他の公共団体が施設を新設しようとするときは、建築計画とあわせて、条例第21条及び規則第16条に規定する「公共施設緑化基準」（別表1）並びに下記①～⑥を満足する緑化計画をたてること。

また、既設施設においては敷地内空間にできる限り植栽などを行い、基準を満たすよう努力すること。特に施設の増改築をしようとするときは、積極的に緑の確保を行うこと。

- ① 公共施設緑化基準で必要とされる面積（以下「緑化面積」という。）に計上できる面積は、別表2の緑化施設の種類に応じた施設面積に算入割合を乗じて得た面積とする。
- ② 原則として地上部において緑化面積の3分の2以上を確保すること。
- ③ 原則として緑化面積の3分の2以上は樹木による緑化であること。
- ④ 樹木による緑化面積

樹木による緑化面積とは、下記⑤の植栽本数基準に基づき一定の密度で樹木等により緑化される植栽基盤の面積をいう。ただし、独立木の場合は、下記⑥によることができる。

⑤ 植栽本数基準

植栽本数は、地上部における平坦な樹木植栽地においては、樹木による計画植栽面積100㎡当たり高木を10本以上、中木を15本以上、低木を30本以上植栽すること。

ただし、植栽必要本数の半数を超えない範囲については、それぞれ次の表により換算できるものとする。また、特に施設の景観要素を高める場合や環境への負荷を軽減すると認められる場合（理由書・緑化計画書・植栽イメージ図等が必要）においては、この限りではない。

なお、高木とは植栽時に樹高が3m以上、中木とは同じく1.5m以上3m未満、低木とは同じく1.5m未満のものをいう。

換算基準	高木 1 本⇔中木 2 本	高木 1 本⇔低木 20 本	中木 1 本⇔低木 10 本
------	---------------	----------------	----------------

⑥ 独立木における緑化面積の算出

緑化面積は、次の面積を標準として算出することができる。なお、植栽される樹木の枝葉の水平投影面積が標準面積を上回るときは、その面積とすることができる。

高木 1 本 10 m² 中木 1 本 5 m² 低木 1 本 0.5 m²

(2) 公開緑化

緑地は、施設の前庭や道路との境界部分に重点的に配置し、緑の存在効果を高めるよう植栽すること。特に敷地外周部については、ブロック塀等を排し中低木を列植するなど、緑の公開性を確保すること。施設管理上やむを得ず工作物を設置する場合は、透視性のある格子柵やフェンスとし、その設置についてはできる限りセットバックすることにより、境界部分の植栽に努めること。

(3) 地域景観・環境への配慮

植栽する樹種や形状の選定にあたっては、施設の目的や機能、周囲の景観等を十分に考慮し、施設全体として統一性のとれた緑化を行うこと。

また、屋上や壁面などの建築物上や駐車場などの緑化を積極的に図り、ヒートアイランド現象の緩和など、緑が持っている環境負荷軽減機能や自然生態系の回復にも配慮した多様な緑の創出に努めること。

(4) 植栽樹木等の維持管理

施設管理者は、植栽樹木等の良好な育成・管理を図るため、灌水・除草・施肥などの維持管理作業計画をたてるとともに、必要な作業体制を整備すること。

(5) 植栽帯の設置箇所

植栽帯は、青天の下に設置すること。ただし、やむを得ず庇やバルコニーの下に植栽帯を設置する場合は、軒高を5 m以上確保し、庇等の先端から1 m以内に設置すること。

4 公共施設緑化の協議

条例第23条及び規則第17条に規定する緑化協議を必要とする開発行為によって公共施設を設置しようとする場合は、「開発行為における緑化協議実施要領」に基づき、協議の手続きを行うこと。ただし、同要領第4項に規定する開発行為緑化協議協定書及び第5項に規定する開発行為緑化完了届出書については、これを略することができる。

附 則

この要領は、昭和61年6月2日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

公共施設緑化基準

公共施設の区分		緑化率
庁舎等		20パーセント以上
社会施設福祉	児童福祉施設	20パーセント以上
	児童福祉施設以外の施設	30パーセント以上
環境衛生施設		30パーセント以上
医療施設		30パーセント以上
教育施設	幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校	20パーセント以上
	図書館・公民館等	30パーセント以上
公営住宅		30パーセント以上
都市公園	住区基幹公園	30パーセント以上
	都市基幹公園	40パーセント以上
	特殊公園	70パーセント以上
	都市緑地	70パーセント以上
	緑道	70パーセント以上
道路（歩道の部分の幅員が2.5メートル以上のもの。ただし、緑化を実施することにより道路の機能に支障が生ずるものを除く。）		10パーセント以上
その他市長が定める公共施設		市長が定める割合

備考1 緑化率は、当該公共施設の敷地面積に対する樹木等の植栽面積の割合とする。

2 太陽光発電又は太陽熱利用のためのパネルを建築物上に設置する場合にあつては、当該パネルに係る面積を樹木等の植栽面積として算入することができる。

3 都市計画法第9条第8項に規定する近隣商業地域及び同条第9項に規定する商業地域内の公共施設（緑化率を満たすことができない特別の事情があると市長が認めるものに限る。）については、当該緑化率を緩和することができる。

4 緑化面積は、次の計算式で計算する。

$$\text{緑化面積} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率}$$

5 緑化面積は、小数第三位まで計算し、小数第三位を繰り上げた数とする。

緑化施設の種類

緑化施設の種類	算入割合	摘 要
樹木による緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化の基本となるもので、原則として植栽本数基準以上の樹木が植栽されていること。 ・計画敷地内に樹木による緑化のための植栽基盤が複数ある場合、個々の植栽基盤で植栽本数基準を満たす必要はなく、敷地内全体で植栽本数基準以上の樹木が植栽されていれば足りる。 ・樹木の配置については、当該施設内に裸地が目立たないようにバランスよく配置し、将来的に植栽基盤が緑で被われる計画であること。 ・樹木が植栽された屋上緑化は当該緑化に含む。 ・施設面積＝原則として縁石等により区画された植栽基盤面積。 ・縁石等で区画した植栽基盤を確保しつつ、樹木を植栽していないものは当該施設として認めない。
接道部緑化	150%	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部＝道路法第2条第1項に規定される道路のうち、道路奥が袋小路でない道路と敷地との境界線から水平距離で1m以上3m以内の区画 ・設置する植栽帯に高木又は中木が含まれていること。 ・当該施設に設置される樹木の樹木芯が、接道部に収まっていること。 ・当該施設面積に対し、十分な本数の樹木が植栽されていない場合は、樹木芯が接道部に収まっている樹木の樹冠の水平投影面積のみ算入割合を150%とする。 ・当該施設の設置箇所が接道部内外に跨る場合は、接道部内の植栽面積のみ算入割合を150%とする。 ・計画敷地と道路との高低差は1m以内であること。 ・やむを得ず遮蔽物を設置する場合は、高さが1.2m以内かつ透視性のある格子柵やフェンス等に限る。 ・宅地内公共汚水柵の周辺及び車両乗入口の前後2m以内に当該緑化施設を設置しないこと。 ・施設管理者は、道路・排水機能及び通行の安全等に支障をきたさないよう、樹木の維持管理を徹底すること。 ・その他適用については、樹木による緑化に準ずる。

花による緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として縁石等により区画された植栽基盤が設置されていること。 ・原則として周年を通じ花が植栽されていること。(最低9ヶ月以上) ・花壇は、灌水などの管理が容易な場所に配置されていること。 ・移動可能な植栽基盤への花のみの植栽は、緑化面積に含めることができない。 ・施設面積=縁石等により区画された植栽基盤の面積
棚もの緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・地上部、建築物上を問わず固定された植栽基盤が設置されていること。 ・特に建築物上に設置する場合は、被覆面積に見合った容量の植栽基盤が設置されていること。 ・多年生のツル植物等であること。ゴーヤやヘチマなどの1・2年生の草本性ツル植物及び収穫を目的とする果樹(自己利用のものを含む)の場合は、緑化面積に含めることができない。 ・施設面積=植物で被われる棚、アーチの水平投影面積
芝生地等緑化	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・全面が芝生等の地被植物により被われた部分で、原則として縁石等により区画されていること。 ・人が運動やレクリエーションの場として利用することは可能であるが、通路や資材置き場などとして利用する場合は、緑化面積に含めることができない。 ・施設面積=原則として縁石等により区画された面積
駐車場緑化	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化施設として認められる部分は、駐車スペースのみで通路や車止め部分などは含めることができない。 ・地盤保護のために補助資材が敷設されている場合は、それらを除いた面積が施設面積となる(緑化ブロック等使用の場合は緑化率を明らかにした仕様図書等が必要)。 ・施設面積=地被植物等により緑化されている面積
可動式植栽基盤による緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れ十分な強度がある材質で作られていること。 ・植栽基盤の面積が0.5㎡、且つ、容量が150ℓ以上のもので樹木が植栽されていること。 ・花や地被植物のみの植栽については、緑化面積に含めることができない。 ・施設面積=植栽基盤面積

屋上緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人の出入りと利用が可能な平坦な屋上部分への設置であること。 ・土壌厚が概ね 15 cm以上の植栽基盤であること。 ・灌水や排水などの管理設備等が整っていること。 ・樹木が植栽される場合、樹木による緑化として取り扱う。 ・施設面積＝縁石等で区画された植栽基盤の面積
壁面緑化	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として建築物の壁面への緑化であること。ブロック塀やネットフェンスへの緑化は、緑化面積に含めることができない。 ・固定された植栽基盤が設置され、原則として常緑植物が植栽されていること。 ・ヘチマやゴーヤなどの1・2年生の草本性ツル植物の場合は、緑化面積に含めることができない。 ・植栽基盤を壁面に設置する場合 施設面積＝植栽基盤垂直投影面積 ・ツル性植物を登はん、下垂させる場合（原則として補助資材の設置が必要） 施設面積＝水平延長×1 m（植栽間隔が 30 cm以下であること）
太陽光、太陽熱利用パネル	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物上への設置に限り緑化面積に含むことができる。 ・当該エネルギーを業として直接利用する場合は、緑化面積に含めることができない。 ・第三者が設置、売電するものは緑化面積に含めることができない。 ・施設面積＝パネルの水平投影面積

備考1 上記のほか、特別に市長が認める緑化施設については、緑化面積に含めることができる。

2 樹木による緑化以外の緑化については、緑化計画平面図のほか、その仕様を明らかにした書面等を添付のうえ協議のこと。